

付録3

公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対 象	施 設 等		
国 税 ・ 法 人 税	所得 税 特別償却	公害 防 止	建 物	騒音防止用設備	
			構築物	船舶廃油処理設備 汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 騒音防止用設備	
		施 機 械 及 び 装 置	船 舶	海洋流出油回収設備 船舶廃棄物処理設備	
				船舶廃油処理設備 重油脱硫設備 汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 悪臭処理用設備 騒音防止用設備 産業廃棄物処理用設備 海洋流出油拡散防止用設備	
		法	無公害化 生産設備	二段接触式硫酸製造装置 隔膜法電解装置 塩素法酸化チタン製造装置 無振動鍛造機 無振動鋳型造形機 無臭乾燥装置	
				地下水くみ上げ規制地域における工業用水道への転換設備（給水管・貯水槽等）	
		税		公害防止事業費事業者負担法による負担金	
			公害防止 資金の必 要経費算 入	公害の防止に要する費用の負担が大きく、かつ、所得金額の変動が大きい指定事業（金属鉱業、パルプ業等）を営む者が積み立てた公害防止準備金	

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の$\frac{1}{3}$の特別償却を認める。</p> <p>(中小企業者に対する特例)</p> <p>適用対象者……初年度に取得価額の$\frac{1}{3}$の特別償却を受けることができる個人又は資本若しくは出資の額が1億円以下若しくは常時従業員300人以下の法人</p> <p>特 例 内 容……3年間各年30% (普通償却と特別償却の合計額) (初年度$\frac{1}{3}$特別償却との選択可)</p>	<p>租税特別措置法(以下「租特法」という。)</p> <p>第11条第1項、第11条の2、第43条第1項、第43条の2第1項</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の$\frac{1}{3}$の特別償却を認める。</p>	<p>租特法第11条第1項、第43条第1項</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の$\frac{1}{3}$の特別償却を認める。</p>	<p>租特法第11条第1項、第43条第1項</p>
<p>公害防止事業費事業者負担法第2条第4項に規定する施行者に対し同法第5条に規定する事業者負担金で繰延資産に該当するものを納付した者について、負担金の納付時における一時損金算入を認める。</p>	<p>租特法第18条の2、第52条の2</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、公害防止準備金として積立てた金額のうち、次のいずれか低い金額を必要経費に算入することを認める。</p> <p>(1) その事業年度の指定事業に係る収入金額の0.15% (特定の事業については0.3%)</p> <p>(2) その事業年度の所得金額</p>	<p>租特法第20条の2、第56条の8</p>

区 分	項 目	対 象 施 設 等			
国 得 税	所 得 税	減価償却 資産の耐 用年数の 短縮	汚水処理 用、ばい 煙等処理 用減価償 却資産	区 分	種 類
					細 目
				構 築 物	鉄骨鉄筋コンクリート造
					鉄筋コンクリート造
					石造
					れんが造
					コンクリート造
					金属造
					土造
					木造
	合成樹脂造				
	機械及び装置（ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、 機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む。）				
	法 人 税	特定の事 業用資産 の買換え 等の場合 の譲渡所 得の課税 の特例	公害規制地域におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、汚水排出施設の 移転又は廃棄に伴い譲渡される土地等、建物又は構築物（譲渡資産という） を譲渡した場合であつて公害規制地域以外の区域において土地等又はその土 地等の取得に伴い取得される建物、構築物若しくは機械及び装置（買換資産 という）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したときの買換資 産		
特定の資 産の譲渡 に伴い特 別勘定を 設けた場 合の課税 の特例					
登 録 免 許 税	登録免許 税の軽減	事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18 条第2号及び第3号に定める土地に係る当該組合員等が行う所有権の移転の 登記			

優 遇 措 置 の 内 容						根拠法令
昭和44・3・31以前に取得したもの			昭和44・4・1以後に取得したもの			減価償却資産 の耐用年数等 に関する省令 第2条第2項 第1号、第2 号
槽、塔、水路、貯水池	その他（汚水処理用のみ）	高さ70m以上の煙突	槽、塔、水路、貯水池	その他（汚水処理用のみ）	高さ70m以上の煙突	
20年	30年		30年	30年		
20	30	20年	30	30	30年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15	7	15	15		
10	15		15	15	10	
10（汚水処理用のみ）	15		15（汚水処理用のみ）	15		
7（ㄥ）	9		10（ㄥ）	10		
7（ㄥ）	9		10（ㄥ）			
7年			7年			
<p>法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した額を損金算入する。</p> <p>個人にあっては、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額以下であるときは譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときはその超える部分の譲渡があったものとする。</p>						租特法第37条、 第37条の4、 第65条の7、 第65条の9
<p>法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合であって、譲渡資産の譲渡の対価のうち買換資産の取得に充てようとする場合に差益割合</p> $\left(\frac{\text{譲渡資産の対価} - \text{譲渡資産の帳簿価額} - \text{譲渡経費}}{\text{譲渡資産の対価}} \right)$ <p>を乗じて得た額を特別勘定として経理したときは、その額を損金に算入する。</p>						租特法第65条の8
譲渡を受けた日以後1年以内に登記を受ける者に限り、0.6%とする（一般の場合は5%）。						租特法第78条の3第2項

区 分	項 目	対 象 施 設 等	
地 方 税	固 定 資 産 非 課 税	火薬類取締法の規定による許可を受けた者が設置する土堤、簡易土堤及び防爆壁等	
		(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、抗水、廃水又は鉱煙の処理施設	
		(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定工場等の汚水又は廃液の処理施設	
		(3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用するものが設置する除害施設	
		(4) 海洋汚染防止法第39条の2の規定により備え付けられたオイルフェンス	
		(5) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設	
		(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設	
	(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備		
	課 税	課 税 標 準 の 特 例	租税特別措置法第11条第1項及び同法第43条第1項の規定の適用を受ける表の第2号に掲げる二段接触式硫酸製造装置等
			重油に係る水素化脱硫装置
工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等（井戸から工業用水道等への転換施設）			
(1) 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用煙突（高さ70m以上） (2) 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設等） (3) 騒音防止施設（消音器、しゃ音塀等）			
不 動 産 取 得 税	課 税 標 準 の 特 例	事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場、事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得	
	納 税 義 務 の 免 除	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場、事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得	

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
非課税	地方税法第 348条第2項
51年度から53年度までに限り非課税	地方税法附則 第14条
課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第349 条の3第4項
課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第3項
51年度から53年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第12項
51年度から53年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第13項
その課税標準たる評価額から割賦支払代金を控除する。 (割賦支払代金=譲受価格-引渡しを受ける時までに支払うべき額)	地方税法第73 条の14第5項
納税義務を免除する。	地方税法第73 条の27の5第 1項 条例第42条の 15の5第1項

区分項目		対 象 施 設 等
地 方 税	自動車 税 の特例	51年度自動車排出ガス規制の基準に適合する自動車（低公害車）及び電気自動車
	自動車 取得 税 の特例	51年度自動車排出ガス規制の基準に適合する自動車（低公害車）の取得及び電気自動車の取得

- (注) 1 この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。
 2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優 遇 措 置 の 内 容			根拠法令
51年度分の自動車税から約30%の税率の引上げが行われたが、低公害車及び電気自動車に対する51年度分及び52年度分の自動車税に限り、従前の税率にすえ置く。			地方税法附則第12条の3 条例附則第9条
低公害車又は電気自動車を取得した場合の税率は、通常の税率から次表の率を軽減した率とする。			地方税法附則第32条第3項及び第4項 条例附則第11条第2項及び第3項
取 得 の 時 期	低 公 害 車	電 気 自 動 車	
50. 4. 1～51. 3. 31	2%	2%	
51. 4. 1～51. 8. 31	1%		
51. 9. 1～52. 3. 31			